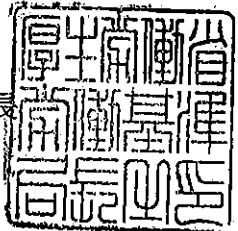


基発 1001 第 8 号
平成 21 年 10 月 1 日

(社)全国訪問看護事業協会代表者 殿

厚生労働省労働基準局長



平成 21 年度最低賃金周知広報の実施について（協力依頼）

最低賃金行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善に重要な役割を果たしているところであります。

しかしながら、最低賃金の履行状況は、今なお十分とは言い難い実情にあり、最低賃金の遵守の徹底が極めて重要な課題となっております。

また、本年度においては、地域別最低賃金額が生活保護水準を下回る都道府県を中心として、多くの都道府県で地域別最低賃金額の引上げが行われたところですが、改定された地域別最低賃金額の周知徹底を図ることが履行確保を図る上で一層重要になっております（平成 21 年度地域別最低賃金改定状況については、別添の（参考）のとおりです。）。

このため、厚生労働省においては、本日までに改定された地域別最低賃金の公示が行われたことから、改定された地域別最低賃金額の周知広報を実施することとしております。

つきましては、貴職におかれましても、最低賃金制度の趣旨を御理解の上、別紙リーフレットの内容を貴会が発行される広報誌において周知いただくなど、貴会の加入事業者に対する最低賃金額等の周知について、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、御参考までに、広報原稿例を同封させていただきます。